

東京都 家庭における蓄電池等導入促進事業

助成金申請の要件

(蓄電池システム 既設)

2023年1月31日以降の申請用

Ver. 1.10

- ※新規に蓄電池システムを設置される方は、別途「助成金申請の要
手引き(蓄電池システム 新規設置)」をご確認ください。
- ※太陽光発電システムに係る申請については、別途「太陽光発電シ
ステム助成金申請の手引き」をご確認ください。

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10階

電話:03-6258-1510 (蓄電池担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

ホームページ:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

《目次》

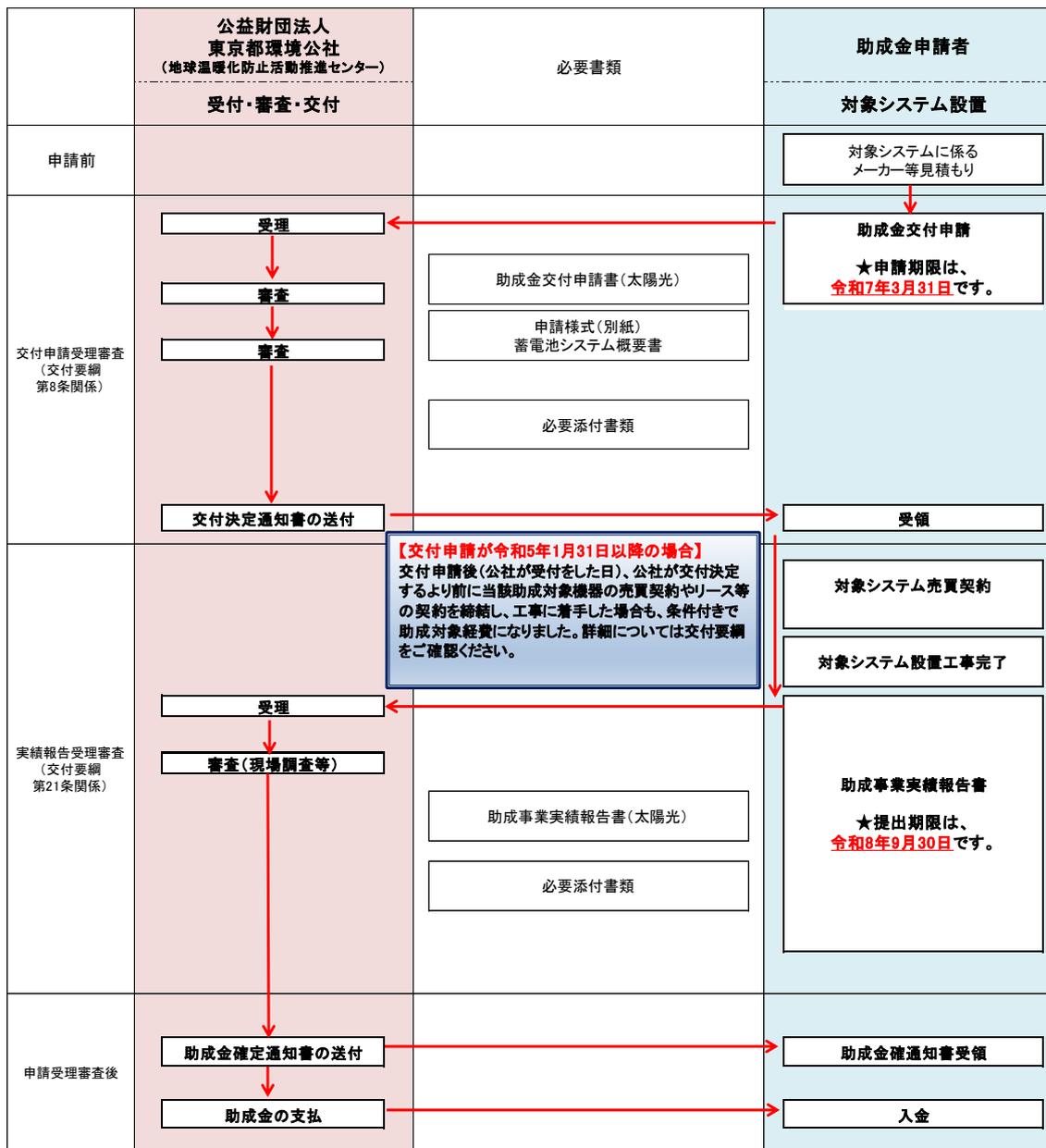
1.1	申請手続きの流れ.....	2
1.2	助成対象事業.....	3
1.3	助成対象経費.....	3
1.4	助成金交付に係る交付申請（交付要綱第8条、第9条参照）.....	4
1.5	申請様式（別紙）の記載例.....	5
1.6	必要提出書類.....	6
2.1	実績の報告.....	8
2.2	必要提出書類.....	9

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については「家庭における蓄電池導入促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引き並びに公社の定めるところにより運用されます。

申請をされる前に、必ずご一読ください。

1.1 申請手続きの流れ

■申請手続きの流れ(交付要綱第8条)



1.2 助成対象事業（交付要綱第5条参照）

太陽光発電システムを設置する場合は、以下の要件に適合するものとします。

●蓄電池システム

ア 過去に国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）により登録されている蓄電池システムを既に設置していること。

・SIIホームページ <https://sii.or.jp/>

・過去の SII 登録一覧 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

イ 既に設置された蓄電池システムから供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用されていること。

- * 法人が所有、管理する住宅（賃貸住宅、社宅等）の住居の用に供する部分に既に設置された蓄電池システムから供給される電力を使用している場合も対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器を設置し、店舗又は診療所等のみで既に設置された蓄電池システムから供給される電力を使用している場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。

●太陽光発電システム

ア 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

イ 太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

ウ 対象機器を購入した際の領収書の日付（領収日）が、令和4（2022）年4月1日から令和8（2026）年9月30日までのものであること。

エ 都内の住宅（既に設置されている蓄電池システムと併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。

オ 未使用品であること。

カ 太陽光発電システムにより供給される電気が住宅の居住の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用するものであること。

※詳しくは太陽光発電システムの手引きで確認してください。

1.3 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という）は、以下のものに限りません。

○助成金交付申請を受付けて、公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するもの

○助成金交付申請を行った後（公社が受付をした日）、公社が交付決定をする日より前に、助成対象機器の売買契約又

はリース等の契約を締結し、工事に着手したもの

ただし、次のア～ウが条件となります。

ア 交付決定より前に契約もしくは工事に着手したものについては、交付申請に不備があり、その他交付要綱で定める条件を満たさないために、契約もしくは工事着手の後に決定され

た交付決定もしくは不交付決定の内容により、損失等が生じた場合、これらの負担は交付申請者の負担となります。

イ 交付決定を受ける前に、天災地変等その他公社の責に帰さない事情により交付決定できない場合において、事前に着手したことにより生じた経費があっても、公社は補償しないものとします。

ウ 交付決定もしくは不交付決定の前に、工事もしくは工事着手をしたものは、上記損失等が生じた場合の交付申請者の負担及び公社の責に帰さない事情により交付決定できない場合に公社が補償しないことについて、了承したものとみなし、異議申し立てはできません。

○予算超過が見込まれる日について公社ホームページ等で公表された場合は、その翌日以降に申請のあったものは、交付決定後に契約もしくは工事を着手するものとします。

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

●太陽光発電システム

機器費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く。)

1.4 助成金交付に係る交付申請 (交付要綱第8条、第9条参照)

(1)助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続き代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人または法人である所有者 (個人:個人の賃貸マンションオーナー 法人:社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 (太陽光発電システム)家庭における蓄電池等導入促進事業 助成金交付申請書(個人・法人用)【第1-1号様式】 2 【第1-1号様式別紙】蓄電池システム概要書 3 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類がA4サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人または法人に貸与する貸与者 (リース等の事業者等との共同申請)	1 (太陽光発電システム)家庭における蓄電池等導入促進事業 助成金交付申請書(共同申請用)【第2-1号様式】 2 【第2-1号様式別紙】蓄電池システム概要書 3 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類がA4サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

(2)申請受付期間

本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。

・令和4(2022)年9月8日から令和7(2025)年3月31日(17時公社必着)まで

1.5 申請様式（別紙）の記載例

第1-1号様式（別紙）

第2-1号様式（別紙）

公社 使用欄	管理 番号	
-----------	----------	--

家庭における蓄電池導入促進事業 蓄電池システム概要書

助成金申請者氏名 (法人名／管理組合名)	東京 太郎
-------------------------	-------

(1) メーカー名	〇×〇×株式会社
(2) パッケージ型番	TK-1234ABC-D

SIIに登録されているメーカー名及びパッケージ型番を記載してください。

【確認事項】 ※内容をご確認の上、口にチェック(✓)してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	上記の蓄電池システムは一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているものに間違いありません。
-------------------------------------	--

内容を確認し、チェックを入れてください。

1.6 必要提出書類(交付申請)

交付申請 【個人・法人申請】

申請書類・必要添付書類リスト

提出書類名称		必要書類 確認事項	チェック 欄	備考
1	第1-1号様式 (太陽光発電システム)「助成 金交付申請書(個人・法人 用)」	<ul style="list-style-type: none"> 個人または法人が申請する場合の様式 確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上、☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	
2	第1-1号様式別紙 蓄電池システム概要書	<ul style="list-style-type: none"> SIIに登録されている「メーカー名」「パッケージ型番」を記載すること 確認事項(1か所)を確認の上、☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	
3	既に設置されている蓄電池シ ステムの保証書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 「メーカー名」「パッケージ型番」がはっきりと確認できる写しであること 使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な 場合は、設置状況・パッ ッケージ型番が分かる銘板 写真、納品書等を提出 すること
4	太陽光発電システムの申請に 必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の詳細は太陽光発電システムの手引きを参照すること 	<input type="checkbox"/>	
5	その他会社が審査に必要と認 める書類		<input type="checkbox"/>	

交付申請 【共同申請】

申請書類・必要添付書類リスト

必要書類				備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
1	第2-1号様式 (太陽光発電システム)「助成 金交付申請書(共同申請用)」	<ul style="list-style-type: none"> 個人または法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上、☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	
2	第2-1号様式別紙 蓄電池システム概要書	<ul style="list-style-type: none"> SIIに登録されている「メーカー名」「パッケージ型番」を記載すること 確認事項(1か所)を確認の上、☑をいれること 	<input type="checkbox"/>	
3	既に設置されている蓄電池シ ステムの保証書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 「メーカー名」「パッケージ型番」がはっきりと確認できる写しであること 使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な 場合は、設置状況・パッ ッケージ型番が分かる銘板 写真、納品書等を提出 すること
4	太陽光発電システムの申請に 必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の詳細は太陽光発電システムの手引きを参照すること 	<input type="checkbox"/>	
5	その他公社が審査に必要と認 める書類		<input type="checkbox"/>	

2.1 実績の報告（交付要綱第 21 条参照）

(1) 助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者(以下、「助成事業者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成事業者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成事業者又は手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人または法人である所有者 (個人:個人の賃貸マンションオーナー等、 法人:社宅の法人オーナー、法人の賃貸マ ンションオーナー等)	1 (太陽光発電システム)家庭における蓄電池等導入促進事業 助成事業実績 報告書(個人・法人用)【第3-1号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出くださ い。)
(b) 個人または法人に貸与する 貸与者 (リース等の事業者等との共同申請)	1 (太陽光発電システム)家庭における蓄電池等導入促進事業 助成事業実績 報告書(共同申請用)【第4-1号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出くださ い。)

(2) 実績報告受付期間

実績報告は、対象機器(太陽光発電システム)を設置後、以下の日までに提出してください。

① 公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するもの

- ・対象機器を設置した日(領収日)から 180 日を経過する日又は令和 8(2026)年 9 月 30 日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日 17:00)のいずれか早い日まで

※ リース等の契約を締結する場合は、リース等の契約開始日から 180 日を経過する日又は令和 8(2026)年 9 月 30 日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日 17:00)のいずれか早い日まで

② 公社が交付決定をする日よりも前に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結し、工事に着手したもの

- ・(ア)又は(イ)のいずれか早い日まで
 - (ア)対象機器を設置した日(領収日)から 180 日を経過する日又は交付決定日から 180 日を経過する日のいずれか遅い日
 - (イ)令和 8(2026)年 9 月 30 日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日 17:00)

※ リース等の契約を締結する場合は(ア)又は(イ)のいずれか早い日まで

- (ア)リース等の契約開始日から 180 日を経過する日又は交付決定日から 180 日を経過する日のいずれか遅い日
- (イ)令和 8(2026)年 9 月 30 日(郵送:17時公社必着、電子申請:当日 17:00)

※太陽光発電システムの領収日が複数ある場合はいずれか遅い日とします。

2.2 必要提出書類(実績報告)

実績報告 【個人・法人申請】

申請書類・必要添付書類リスト

必要書類			チェック 欄	備考
提出書類名称	確認事項			
1	第3-1号様式 (太陽光発電システム)「助成 金交付申請書(個人・法人 用)」	<ul style="list-style-type: none"> 個人または法人が申請する場合の様式 確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上、<input checked="" type="checkbox"/>をいれること 	<input type="checkbox"/>	
2	太陽光発電システムの申請に 必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の詳細は太陽光発電システムの手引きを参照すること 	<input type="checkbox"/>	
3	その他公社が審査に必要と認 める書類		<input type="checkbox"/>	

実績報告 【共同申請】

申請書類・必要添付書類リスト

必要書類			チェック 欄	備考
提出書類名称	確認事項			
1	第4-1号様式 (太陽光発電システム)「助成 金交付申請書(共同申請用)」	<ul style="list-style-type: none"> 個人または法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上、<input checked="" type="checkbox"/>をいれること 	<input type="checkbox"/>	
2	太陽光発電システムの申請に 必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類の詳細は太陽光発電システムの手引きを参照すること 	<input type="checkbox"/>	
3	その他公社が審査に必要と認 める書類		<input type="checkbox"/>	

東京都
家庭における蓄電池等導入促進事業

助成金申請の要件
(蓄電池システム 既設)

□発行・編集

令和5年1月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階

電話 03 (6258) 1510

月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～17:00
(12:00～13:00を除く)